

議案第7号

東郷町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

東郷町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町中央公民館に第4会議室を新設することに伴い必要があるからである。

東郷町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

東郷町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和57年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

第3会議室	1時間につき	330円
-------	--------	------

を

」

「

第3会議室	1時間につき	330円
第4会議室	1時間につき	330円

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

東郷町中央公民館に第4会議室を新設することに伴い必要があるからである。

2 改正内容

第4会議室の利用料金の基準額を1時間につき330円とすること。（別表第

2 関係）

3 施行期日

令和3年4月1日から施行すること。